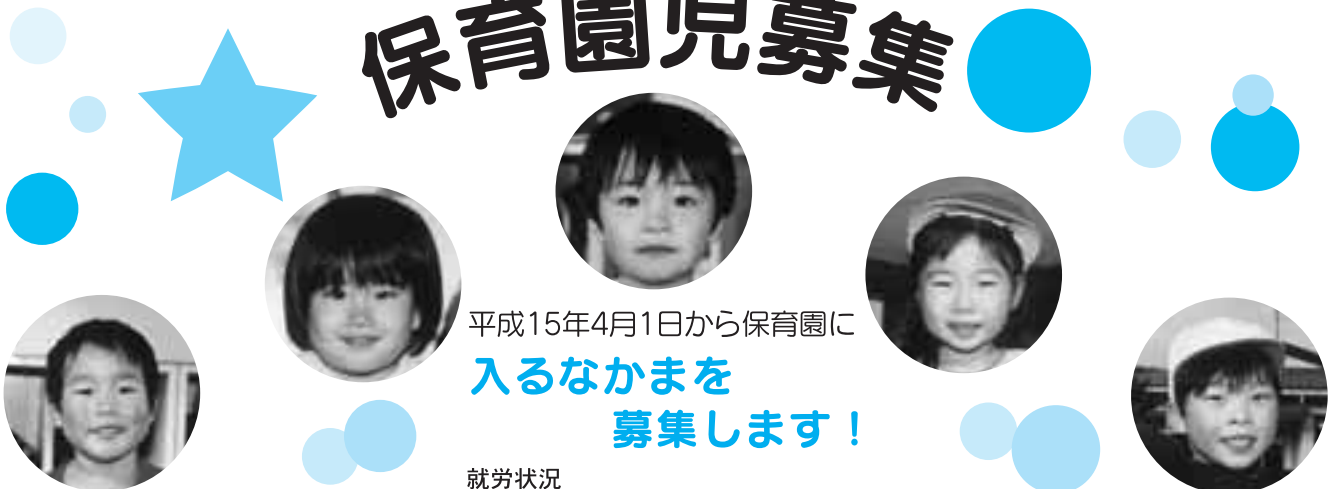


保育園児募集



平成15年4月1日から保育園に
入るなかまを
募集します！

1 保育園に入所できる条件

児童の保護者が次のいずれかに該当し、家庭での保育ができない場合です。

- (1)家庭の外で仕事をしている場合
- (2)家庭内で児童と離れて仕事をしている場合（内職・自営業）
- (3)親がいない家庭の場合
- (4)親の出産前後、病気、負傷または心身に障害のある場合
- (5)長期にわたる病人または、心身障害者（児）の世話をしている場合
- (6)その他、どうしても家庭で保育ができない場合

2 入所手続き

入所申込書は生活環境課から受け取り、所要事項を記入のうえ、生活環境課へ提出してください。（兄弟が現在入所している場合は、その園でも手続きができます。）

(1)申請書の配付 12月9日(水)～

(2)申請書の受付

●受付日程 平成15年1月7日(火)から
1月20日(月)まで

●受付時間 平日 8:30～17:15

※ただし18日(土)、19日(日)も9:00～15:00まで受け付けます。平日都合のつかない方は、どうぞご利用ください。

※上記以外の期間でも欠員に応じ、年度途中の申し込み受け付けをしています。

年度途中からの入所をお考えの方も早目にご相談ください。

3 提出書類

- (1)保育園入所申込書
- (2)保育に欠ける状況を確認する書類

就労状況

保護者の状況	提出書類	発行者	該当者
お勤めの方	就業証明書	勤務先	父・母・祖父・祖母
自営(商業・農業など)の方	自営業証明書 農業証明書	民生児童委員	父・母・祖父・祖母
内職の方	内職証明書	内職先	〃
就職の決まっている方	就業証明書	勤務予定先	〃

出産・疾病など

区分	提出書類	発行者	該当者
出産の前後	母子手帳	市役所	母
長期疾病者	診断書	医師	父・母・祖父・祖母
病人の看護など	〃	〃	〃

※各証明書用紙は、保育園・生活環境課で配付します。

(3)保育料認定に必要な書類

区分	提出書類	発行者	該当者
給与所得者(会社員・公務員など)	14年分源泉徴収票	勤務先	父・母・祖父・祖母
確定申告をしている方(自営業・農業など)	14年分確定申告書の控または所得税課税証明書	税務署	〃
市民税を納めている方	14年度市民税課税証明書(平成13年分に課税のもの)	市役所	〃
市民税を納めていない方	14年度市民税非課税証明書	市役所	〃

①14年1月1日に白石市に住んでいなかった方は、14年1月1日の住所地から市町村民税（非）課税証明書を取り寄せてください。



②保育料認定の際の所得税額算出については、住宅取得控除、配当控除および外国税額控除の適用は受けられません。

③書類審査や面接などの結果、保育に欠ける程度の高い順に保育園の欠員数に応じて入所を決定します。

4 保育園入所定数

施設名	定員	施設名	定員
東保育園	50名	深谷保育園	60名
西保育園	90名	小原保育園	20名
南保育園	90名	白川保育園	40名
北保育園	60名	大鷹沢保育園	50名
越河保育園	50名		

●入所できる年齢は、生後6か月から5歳までです。（平成9年4月2日～平成14年10月1日生まれ）

※ただし、生後6か月からの乳児の入所受け入れ園は、西保育園と南保育園のみとなります。

5 保育料

一律ではありません。その家庭の所得税額などに応じて算定されます。

●問い合わせ

生活環境課保育係
☎ 22-1314